

# 石狩市普通財産の売払いに関する要綱の一部改正について（原案）

## 1. 改正の内容

市有地を分筆して売却する際、分筆に係る測量費用等の負担方法について明確にしておく必要があることから、新たに規定を定め、併せて所用の改正を行います。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、石狩市が所有する普通財産の売払いに関し、石狩市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和39年条例第7号）、石狩市財産管理規則（平成8年規則第12号）、石狩市契約規則（平成8年規則第11号）<u>及びその他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(予定価格の決定)</p> <p>第2条 普通財産の売払いにかかる予定価格は、別表の普通財産売払価格算定基準<u>又は不動産鑑定評価額等により定めるものとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>建物等を撤去することなく売却することが適当であると市長が認めたときは、建物等を撤去することなく、前項により定めた額から解体撤去費を控除した価額をその予定価格とすることができる。</u></p> <p>3 <u>第4条に規定する減価措置を講じてもなお落札者がいない場合は、当該価格を基に予定価格を定めることができる。</u></p> <p>(売払いの方法)</p> <p>第3条 普通財産の売払いは、<u>次項</u>に規定するものを除き、一般競争入札により行うものとする。ただし、落札者がいない場合は、予定価格を減価し一般競争入札を行うことができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、石狩市が所有する普通財産の売払いに関し、石狩市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和39年条例第7号）、石狩市財産管理規則（平成8年規則第12号）、石狩市契約規則（平成8年規則第11号）<u>その他関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(予定価格の決定)</p> <p>第2条 普通財産の売払いにかかる予定価格は、別表の普通財産売払価格算定基準、<u>不動産鑑定評価額等により定めるものとする。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>普通財産の売払いにかかる予定価格は、次に掲げる価額をもって、その予定価格とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>建物等を撤去することなく売却することが適当であると市長が認める場合、建物等を撤去することなく、前項の予定価格から解体撤去費を控除した価額</u></p> <p>(2) <u>買受けを希望する者からの求めに応じて、土地の境界を確定させるために費用（分筆、測量経費等）を要した場合、当初の予定価格に当該費用を限度として加算した価額</u></p> <p>(売払いの方法)</p> <p>第3条 普通財産の売払いは、<u>第3項</u>に規定するものを除き、一般競争入札により行うものとする。ただし、落札者がいない場合は、<u>当初の予定価格を減価し複数回</u>一般競争入札を行うことができる。</p> <p>2 <u>前項ただし書における当初の予定価格を減価する場合</u></p>

<p><u>2</u> 次の各号のいずれかに該当するときは、随意契約により売払うことができるものとする。</p> <p>(1) 公用、公共用又は公益事業の用に供するため必要とする土地・建物を、国、地方公共団体、<u>その他の公共団体又は公共的団体に売払うとき。</u></p> <p>(2) 公共事業に係る代替地の用に供するとき。</p> <p>(3) 既に貸付済みである普通財産について、当該物件の借受人に対して売払うとき。</p> <p>(4) 袋地、面積過小又は形状が不整形等の<u>市有地において、当該隣接土地所有者に売払うとき。</u></p> <p>(5) 略</p> <p><u>(予定価格の減価範囲)</u></p> <p><u>第4条 前条第1項ただし書きにおける予定価格を減価する場合の減価率は、予定価格の1割以内とする。</u></p> <p>(落札者がいない場合の売払い)</p> <p><u>第5条 普通財産の売払いにおいて、一般競争入札に付しても落札者がいないときは、当該一般競争入札における予定価格以上の価格で随意契約により売払うことができる。以上の価格で随意契約により売払うことができる。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第6条 略</u></p>	<p><u>は、当初の予定価格から30%に相当する額を限度として減額調整することができる。</u></p> <p><u>3</u> (改正前第2項と同じ。)</p> <p>(1) 公用、公共用又は公益事業の用に供するため必要とする土地<u>又は</u>建物を、国、地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体に売払うとき。</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(4) 袋地、面積過小又は形状が不整形等の<u>土地を、これに隣接する土地の所有者に売払うとき。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(落札者がいない場合の売払い)</p> <p><u>第4条 普通財産の売払いにおいて、一般競争入札に付しても落札者がいない場合は、当該一般競争入札における予定価格以上の価格で随意契約により売払うことができる。</u></p> <p>(その他)</p> <p><u>第5条 (改正前第6条と同じ。)</u></p>
---	--

## 2. 改正の背景と目的

これまで、一筆の面積が大きな市有地は、買い手側が必要とする面積を上回っていることが多く、そのことで売却に至らないというケースが見受けられていました。市有地の売払いに際して、買い手側が必要とする面積だけを購入できるようにするため、石狩市普通財産の売払いに関する要綱に、土地の売却価格に分筆測量費用等を加算することを可能とする規定を追加し、市有財産売払いの促進や財産管理の適正化を図ろうとするものです。